

ブロックチェーンという新たな技術が発明され、それを活用したNFT（非代替性トークン）、DeFi（分散型金融）、DAO（分散型自律組織）など「未知」のものが出現している。さらにメタバース（仮想現実）ができ、その空間で個人や法人が参加して一大ビジネスのエコシステムが形成されている。

現在、GAFAに代表される巨大プラットフォーマーがユーザーを囲い込み仮想国家を実現しており、Web2.0と呼ばれている。一方、ブロックチェーン技術によってもたらされる世界はWeb3.0と称され、管理者のいない分散型の技術によりユーザー同士が直接つながり自律的に機能する世界だという。今は売買や仮想空間のためのプラットフォームが存在しているが、いずれはすべてが自律的に動いていくという。

この「発明」に、集権型国家を前提とした既存の法律や税制が対応できるのか。DAOとはどのような事業体なのか、取引相手の国籍すら不明なP to P（個人間取引）の所得をどう把握するのかなどの問題が生じている。

この状況に対し、ブロックチェーンを活用して新たなビジネスを始めようという経営者や業界団体が動き、その意向を受けた自民党有志議員が「NFTホワイトペーパー」を作成した。

NFTは、デジタルコンテンツにブロックチェーン技術を利用して代替性のないものにして価値を持たせたもので、NFTデジタルアートが数十億円で売買されるなど活発なビジネスとなっているが、いまだ法令上の定義はない。「ホワイトペーパー」は、わが国における法制度や税制の早急な整備や、規制枠組みの柔軟化・政策的支援を訴えている。

この問題への対応を検討する場合、2つのアプローチが考えられる。

1つは、法制・会計・税制などについて、既存の制度に当てはめていくアプローチ（当てはめアプローチ）である。例として、仮想通貨の売却などによる損益の取扱いが挙げられる。2017年12月に国税庁の見解が公表され、原則として雑所得に区分され総合課税の対象となつた。これは、資金決済法で仮想通貨が、「代価の弁済のために不特定多数の者に使用することができる財産的価値」と支払手段に類する位置づけがなされた（2条5項）ことから、日本円と外貨を交換した際に生じる為替差益と同じ扱いに「当てはめた」ことによる。

問題となっている法人の自社所有暗号資産の時価評価も「当てはめ」の結果だ。

このアプローチでは、無理や不都合が生じ、結果としてビジネスが阻害される可能性がある。そこで、新たな「発明」にふさわしい法制・会計・税制のルールを作る「抜本アプローチ」が出てくる。根本から仕組みを考えるので、整合性のとれたものになる。前述の

仮想通貨（暗号資産）取引も、資産の譲渡として譲渡所得扱いになる可能性が出てくる。欠点は、時間がかかるので、その間ビジネスの遅れが生じることである。

筆者が税制当局にいた時期にも、デリバティブ、ストック・オプション、企業組織再編など新たな「発明」がわが国に入り税制改正の対応に追われた経験がある。「当てはめアプローチ」には限界があり、最終的には「抜本アプローチ」に変わっていかざるを得ないと実感した。

ベストなアプローチは、新たな技術が出てきた際、政府部内に司令塔を置き、その下で法制、会計、税制の抜本的な対応をスピード感をもって行うことである。その際には、申告納税制度の下で適正な申告を担保する情報収集などの方策についても検討が必要となる。

連載

第
184
回

Web3.0への2つのアプローチ

東京財團政策研究所研究主幹
森信茂樹

税制之理